

IX-8
9-2
1-8

政令第

号

文部省所轄機関評議員会令

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第十四條第六項の規定に基き、この政令を制定する。

文部省所轄機関評議員会令目次

- 第一章 国立教育研究所評議員会（第一條—第九條）
 - 第二章 国立博物館評議員会（第十條—第十二條）
 - 第三章 国立科学博物館評議員会（第十三條—第十四條）
 - 第四章 統計数理研究所評議員会（第十五條—第十七條）
 - 第五章 国立遺傳学研究所評議員会（第十八條—第二十條）
- 附則

第一章 国立教育研究所評議員会

（所掌事務）

第一條 国立教育研究所に置かれる評議員会（以下この章において「評議員会」という。）は、左に掲げる事項に関し審議して国立教育研究所長に助言する。

- 一 国立教育研究所の行う長期及び短期の研究調査及びその他の事業の計画
- 二 国立教育研究所の行う研究、調査及びその他の事業の経費その他の国立教育研究所の運営に必要な経費の見積
- 三 国立教育研究所の人事その他の運営管理に関する重要事項
- 2 前項第三号の重要事項の範囲は、評議員会の議を経て、国立教育研究所長が定める。
- 3 評議員会は、国立教育研究所長の候補者を推薦する。
- 4 文部大臣は、前項の規定により推薦された候補者を適当でないとき認めるときは、評議員会に対し、他の候補者の推薦を求めることができ

（組織）

- 第二條 評議員会は、評議員十六人以内で組織する。
- 2 評議員は、教育、学術、文化等の各界における学識経験のある者の

天野 247

うちから、文部大臣が任命する。

第三條 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任する。

2 評議員に欠員を生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、非常勤とする。

第四條 評議員により会長として互選された者は、評議員会の会務を総理する。

2 評議員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長は、二年ごとに改選する。

4 会長及び副会長が欠けた場合における後任の会長及び副会長の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

(会議)

第五條 評議員会の会議は、会長が必要と認めるとき、又は評議員の過半数の要求があつたときに、会長が招集する。

第六條 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(説明の要求等)

第七條 評議員会は、国立教育研究所の職員に対し、説明又は意見の開陳若しくは資料の提出を求めることができる。

2 国立教育研究所長は、評議員会に出席して意見を述べ、又は国立教育研究所の職員をして意見を述べさせることができる。

(庶務)

第八條 評議員会の庶務は、国立教育研究所において処理する。

(雜則)

第九條 この政令に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会が定める。

第二章 国立博物館評議員会

(所掌事務)

第十條 国立博物館に置かれる評議員会（以下「国立博物館評議員会」という。）は、左に掲げる事項に關し審議して国立博物館長に助言する。

- 一 国立博物館の行う長期及び短期の事業の計画
- 二 国立博物館の行う事業の経費その他国立博物館の運営に必要な経費の見積
- 三 国立博物館の人事その他の運営管理に關する重要事項

(組織)

第十一條 国立博物館評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(準用規定)

第十二條 第一條第二項から第四項まで、第二條第二項及び第三條から第九條までの規定は、国立博物館評議員会に、これを準用する。

第三章 国立科学博物館評議員会

(所掌事務)

第十三條 国立科学博物館に置かれる評議員会（以下「国立科学博物館評議員会」という。）は、左に掲げる事項に關し審議して国立科学博物館長に助言する。

- 一 国立科学博物館の行う毎年の事業の計画
- 二 国立科学博物館の行う事業の経費その他国立科学博物館の運営に必要な経費の見積

- 三 国立科学博物館と他の科学普及施設との連絡に關する重要事項
- 四 国立科学博物館の人事その他の運営管理に關する重要事項

(準用規定)

第十四條 第一條第二項から第四項まで、及び第二條から第九條までの規定は、国立科学博物館評議員会に、これを準用する。

第四章 統計数理研究所評議員会

(所掌事務)

第十五條 統計数理研究所に置かれる評議員会（以下「統計数理研究所評議員会」という。）は、左に掲げる事項に關し審議して統計数理研

究所長に助言する。

- 一 統計数理研究所の行う毎年の研究及びその他の事業の計画
- 二 統計数理研究所の行う研究及びその他の事業の経費その他統計数理研究所の運営に必要な経費の見積
- 三 統計数理研究所と他の統計に関する機関との連絡に関する重要事項
- 四 統計数理研究所の人事その他の運営管理に関する重要事項

(組織)

- 第十六條 統計数理研究所評議員会は、評議員十六人以内で組織する。
- 2 評議員は、教育、学術、経済等の各界における学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

(準用規定)

第十七條 第一條第二項から第四項まで、及び第三條から第九條までの規定は、統計数理研究所評議員会に、これを準用する。

第五章 国立遺傳学研究所評議員会

(所掌事務)

第十八條 国立遺傳学研究所に置かれる評議員会（以下「国立遺傳学研究所評議員会」という。）は、左に掲げる事項に関し審議して国立遺傳学研究所長に助言する。

- 一 国立遺傳学研究所の行う毎年の研究及びその他の事業の計画
- 二 国立遺傳学研究所の行う研究及びその他の事業の経費その他国立遺傳学研究所の運営に必要な経費の見積
- 三 国立遺傳学研究所と他の遺傳学に係る機関との連絡に関する重要事項
- 四 国立遺傳学研究所の人事その他の運営管理に関する重要事項

(組織)

- 第十九條 国立遺傳学研究所評議員会は、評議員十六人以内で組織する。
- 2 評議員は、教育、学術、経済等の各界における学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

(準用規定)

第二十條 第一條第二項から第四項まで、及び第三條から第九條までの規定は、国立遺傳学研究所評議員会に、これを準用する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。但し、国立遺傳学研究所評議員会に関する規定は、昭和二十四年六月一日から適用する。
- 2 この政令施行の後、最初に命ぜられる評議員のうち、半数の者の任期は、第三條第一項（第十二條、第十四條、第十七條及び第二十條に
おいて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。
- 3 前項の評議員のうち、任期を二年とする評議員は、くじで定める。

理由

又都省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の施行に伴い、国立
教育研究所、国立博物館、国立科学博物館、統計数理研究所及び国立遺
傳学研究所のそれぞれに置かれる評議員会の評議員の任期その他評議員
会の組織等について規定する必要があるからである。

